

◎新潟県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊栄天王線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市砂山字未高入559番1から 同市砂山字未高入439番1まで	新	(A)9.2～16.4メートル	546.0メートル
新潟市北区新鼻字福島潟乙334番6から 新発田市砂山字未高入439番1まで		(B)13.8～22.0メートル	560.4メートル
新発田市砂山字未高入559番1から 同市砂山字未高入439番1まで	旧	9.2～16.4メートル	546.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。